

平成28年2月1日(月)から

宮崎市内の

バスレーン規制が変わります

～渋滞緩和、CO2排出量削減のため、公共交通機関を利用しましょう！～

～変更内容～

① バス専用レーン規制区間の短縮(右図を参照)

江平五差路から
宮交シティ前まで → 江平五差路から
中村交差点まで

※ 上下線とも、第1車線(一番左側の車線)がバスレーンとなります。

② 橋橋上(国道220号)のバスレーン規制変更

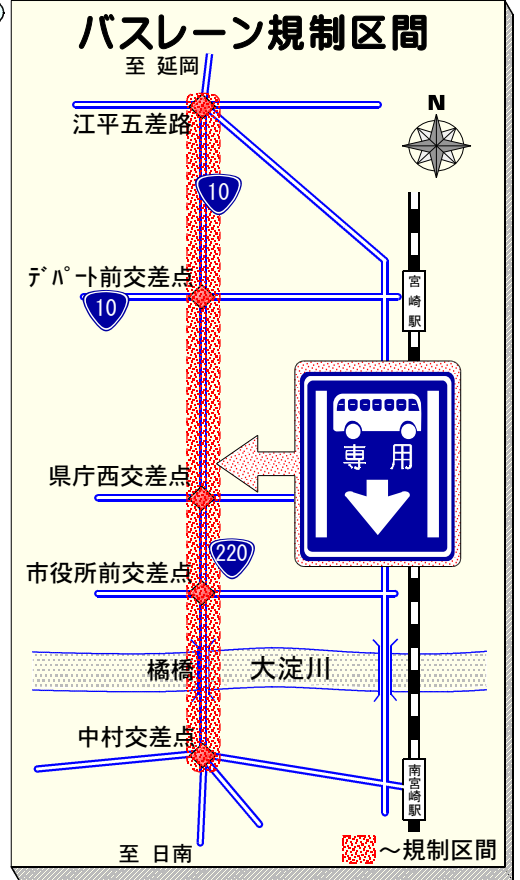
「バス優先レーン」 → 「バス専用レーン」

③ バス専用レーン規制時間の変更

07:00～09:00 (2時間) → 07:30～08:30 (1時間)
17:00～19:00 → 17:30～18:30

④ バス専用レーン規制が行われる曜日の変更

平日、土曜日(日曜、休日を除く) → 平日のみ(月～金)(土曜、日曜、休日を除く)



○ バス専用レーンの通行方法

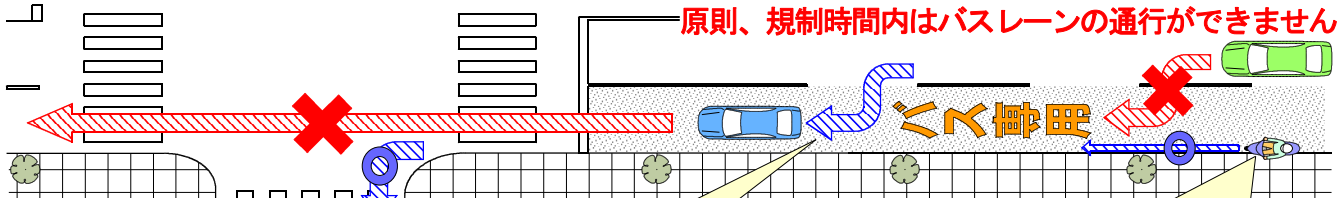
バス専用レーンが設けられている場合、道路標識等によって指定されているバス以外の車両は、その専用通行帯を通行してはならない。(道路交通法第20条第2項)

ただし、例外的に通行可能となる場合(車両)は以下のとおり。

- 自動二輪車、原動機付自転車及び自転車などの軽車両
- 直近の交差点を左折する場合
- 道路の状況その他の事情でやむを得ない場合

罰則 5万円以下の罰金(過失同じ)
違反点 1点(通行帯違反)
反則金 大型7千円 普通6千円

原則、規制時間内はバスレーンの通行ができません!



自動二輪車、原付、自転車などの軽車両は通行可能です。

左折時は、交差点の直前(約30m手前)から車線変更を行ってください。

この機会に、バス専用レーンの通行方法をおさらいしましょう

問い合わせ先

宮崎県警察本部 (0985-31-0110)
交通部交通規制課

宮崎北警察署交通課 (0985-27-0110)
宮崎南警察署交通課 (0985-50-0110)

